

**適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額の計算に関する明細書
(第7号の2様式別表5(その2)) 記載の手引**

(平成29年改正)

1 用途等

この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2 「被合併法人等の控除未済外国税額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑩の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑩の欄の金額
3 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の15の欄の金額 (2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額 なお、①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。